加茂市地域集会施設建設費等補助金交付要綱

(目的)

第１条　この要綱は、加茂市補助金等交付規則(昭和４０年規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内会又は行政区(以下「町内会等」という。）が、地域住民の福祉の向上に寄与するために設置する集会の場としての施設(以下「集会施設」という。)の整備に要する経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　新築　　新しく設置する施設をいう。

⑵　改築　　既存の建物を取り壊し、建設するものをいう。

⑶　増築　　既存の建物につけたして、建設するものをいう。

⑷　購入　　町内会等が自ら既存の建物を取得することをいう。

⑸　修繕　　主要構造部分の補修又は改修することをいう。

⑹　排水設備の設置　　公共下水道の排水設備を新設することをいう。

⑺　冷暖房設備の設置等　　冷暖房設備の新設又は修繕することをいう。

(補助金の交付)

第３条　市長は、集会施設を整備する町内会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の対象)

第４条　補助金交付の対象となる事業は、集会施設の新築又は改築、増築、購入、修繕若しくは既存の建物に公共下水道の排水設備を新たに設置する事業とする。ただし、国庫補助金又は他の補助金の対象となるものについては、補助の対象としない。

(補助金の交付額)

第５条　補助金の交付額は、別表の交付基準により算出した額とする。

(補助金交付の申請に係る添付書類)

第６条　規則第３条第３項に規定する市長が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　工事又は見積書

⑵　設計又は購入施設の図書(平面図、立面図、付近見取図)

⑶　建築確認通知書又は建築工事届の写

⑷　契約書の写

(実績報告に係る添付書類)

第７条　規則第１０条に規定する実績報告書に必要な添付書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　工事費又は購入費を支払ったことを証明する書類

⑵　集会施設の写真(全景及び内部)

(その他)

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２年１１月２０日から実施する。

附　則

この要綱は、平成７年１０月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１７年１１月１５日から実施する。

別表(第５条関係)

集会施設整備費補助金交付基準

(1)　補助事業費

①　建築本体工事費(外構工事を除く。)

②　購入する場合にあっては、購入代金(用地及び造成費は除く。)

③　借家にあっては、その改修費

④　排水設備の設置にあっては、下水道条例第５条第１項の規定により市長の確認を受けた排水設備の工事及びこれに伴って施行する便所等の改造費

(2)　補助金の交付額等

<table>
<tr><th>事業名</th><th>補助基準額</th><th>補助率</th><th>根　拠</th></tr>
<tr><td>新　築</td><td rowspan="4">工事費
１㎡当り 151,250 円以内(坪 500,000 円以内)。ただし、工事費又は購入価格と補助基準額を比較していずれか低い方の額</td><td rowspan="4">1/3</td><td>第２条第１号</td></tr>
<tr><td>改　築</td><td>第２条第２号</td></tr>
<tr><td>増　築</td><td>第２条第３号</td></tr>
<tr><td>購　入</td><td>第２条第４号</td></tr>
<tr><td>修　繕</td><td>工事費の全額</td><td>1/3</td><td>第２条第５号</td></tr>
<tr><td>排水設備の設置</td><td>工事費の全額(便所等の工事費を含む。)</td><td>1/3</td><td>第２条第６号</td></tr>
<tr><td>冷暖房設備の設置等</td><td>工事費の全額</td><td>1/3</td><td>第２条第７号</td></tr>
</table>

注１　修繕及び冷暖房設備の設置等については、工事費が１００万円以上(世帯数に１万円を乗じて算出された額が１００万円を下回る場合は、当該算出額以上)の場合に限る。

注２　交付額は千円未満端数切り捨て。

(3)　補助対象面積

世　帯　数	世帯数に対する制限面積
６０以下	９９．１７４㎡(３０坪)
６１以上１００以下	１１５．７０３㎡(３５坪)
１０１以上１５０以下	１８１．８１９㎡(５５坪)
１５１以上	２３１．４０６㎡(７０坪)

(4)　その他、特に市長が認めた額。